

# 新潟県市町村総合事務組合工事及び物品等の入札等に関する審査会事務処理要領

平成 29 年 4 月 1 日実施  
令和 2 年 9 月 1 日改正

## 1 趣旨

この要領は、新潟県市町村総合事務組合工事及び物品等の入札等に関する審査会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第 11 条の規定に基づき、審査会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 審査会

- (1) 案件担当者は、契約事務が設置要綱第 4 条各号のいずれかに該当するとき  
は、審査会の審議を経なければ当該事務を行ってはならない。
- (2) 案件担当者は、開催日時を調整し、会長がこれを決定する。
- (3) 案件担当者は、設置要綱第 4 条第 1 号に規定する自治令第 167 条の指名競争入札に関する事項の場合は、別紙 1「指名候補者名簿・参考見積候補者名簿（兼選定伺）」（以下「指名候補者名簿」という。）を、設置要綱第 4 条第 2 号に規定する随意契約に関する事項の場合は、別紙 2「随意契約理由・見積依頼候補者（参考見積を含む。）選定理由に関する調書」（以下「随意契約調書」という。）を、同条第 3 号に規定する自治令第 167 条の 5 の 2 の制限付き一般競争入札に関する事項の場合は、別紙 3「制限付き一般競争入札参考見積候補者名簿（兼選定伺）」（以下「制限付き一般競争入札参考見積候補者名簿」という。）、別紙 4「制限付き一般競争入札資格の設定に関する調書」（以下「制限付き一般競争入札資格の設定調書」という。）又は別紙 5「制限付き一般競争入札資格の審査に関する調書」（以下「制限付き一般競争入札資格の審査調書」という。）を作成し、審査会で説明するとともに、審議内容についても記録しておくものとする。
- (4) 案件担当者は、審査会で委員に配布した指名候補者名簿、随意契約調書、制限付き一般競争入札参考見積候補者名簿、制限付き一般競争入札資格の設定調書又は制限付き一般競争入札資格の審査調書の写し等関係資料を審査会終了後に回収し、当該年度中は保管しておくものとする。
- (5) 案件担当者は、審議案件が採決されたときは、速やかに、当該指名候補者名簿、随意契約調書、制限付き一般競争入札参考見積候補者名簿、制限付き一般競争入札資格の設定調書又は制限付き一般競争入札資格の審査調書について、審査会の決裁を受けなければならない。この場合において、指名候補者名簿における「指名候補者」は「指名業者」と、「参考見積候補者」は「参考見積書徴収業者」と、随意契約調書における「見積依頼候補者」は「見積依頼業者」と、制限付き一般競争入札参考見積候補者名簿における「制限付き一般競争入札参考見積候補者」は「制限付き一般競争入札参考見積書徴収業者」と読み替えるものとする。

- (6) 案件担当者は、審査会の決裁を経た指名業者名簿、随意契約調書又は制限付き一般競争入札資格の設定調書を支出負担行為決議書に添付するものとする。
- (7) 案件担当者は、参考見積書を徴収した場合は、当該参考見積書を予定価格書に添付し、予定価格書の専用封筒に入れた上、支出負担行為決議書に添付するものとする。

### 3 運営

- (1) 設置要綱第8条第1項に基づき、持ち回りによる審議を認めるときは、審査会を開催してあらかじめ当該案件を指定しなければならない。
- (2) 会長は会議の進行を行い、審議について出席者全員の合意が得られるよう努めるものとするが、全員の合意が得られないときは、会長がこれを決定する。

### 4 公表

- (1) 入札に付した契約に係る結果（以下「入札結果」という。）については、原則として公表するものとする。ただし、審査会が非公表と決定した場合は、当該入札結果の全部又は一部を非公表とすることができる。
- (2) 入札に関する業者は、入札執行まで非公表とし、指名通知書、仕様書、制限付き一般競争入札資格の審査結果等は郵送によるものとする。
- (3) 入札結果の公表は、次の方法による。
  - ア 入札調書の写し（審査会が非公表と決定した箇所を黒塗抹消する。以下同じ。）を組合の所定掲示板において閲覧に供する方法
  - イ 入札調書の写しを組合のホームページに掲載する方法
- (4) 前号アの方法における閲覧期間は入札日から起算して1か月間、同号イの方法における掲載期間は当該入札日の属する年度の翌年度末までとする。

指名候補者名簿・参考見積候補者名簿（兼選定伺）

業務名	
-----	--

工（業）種別	
予定価格（執行予定額）	千円

	会社名	代表者名	住所	選定基準			案	決定
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								

選定理由（必要に応じて参考資料添付のこと。）

①

②

③

審査経過

以上のとおり決定する。

年 月 日

会長	副会長	委員

随意契約理由・見積依頼候補者（参考見積を含む。）選定理由に関する調書

業務名	
-----	--

工（業）種別	
予定価格（執行予定額）	千円

	会社名	代表者名	住所	選定基準			案	決定
1								
2								
3								

注）参考見積の場合は、記入不要

随意契約理由（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 号該当）

①

②

③

選定理由

①

②

③

審査経過

以上のとおり決定する。

年 月 日

会長	副会長	委員

制限付き一般競争入札参考見積候補者名簿（兼選定伺）

業務名	
-----	--

工（業）種別	
予定価格（執行予定額）	千円

	会社名	代表者名	住所	選定基準			案	決定
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								

選定理由（必要に応じて参考資料添付のこと。）

①

②

③

審査経過

以上のとおり決定する。

年 月 日

会長	副会長	委員

制限付き一般競争入札資格の設定に関する調書

業務名	
-----	--

工（業）種別	
予定価格（執行予定額）	千円

入札参加者資格
---------

入札参加者資格設定理由（必要に応じて参考資料添付のこと。）
-------------------------------

審査経過
------

以上のとおり決定する。

年 月 日

会長	副会長	委員

## 制限付き一般競争入札資格の審査に関する調書

業務名	
-----	--

工（業）種別	
予定価格（執行予定額）	千円

1 工（業）名	
2 工（業）場所	
3 工（業）概要	
4 工（業）費	千円（税込）
5 参加資格業者等級	工（業） 級
6 参加業者数	者（応募業者数： 者）
7 参加資格審査結果	
8 競争参加資格	
9 その他	

審査経過
------

以上のとおり決定する。

年 月 日

会長	副会長	委員